

令和 2 年度
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者現任者研修
開 催 要 項

1. 目 的

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という）が、福祉現場での会議のマンネリ化を防ぎ、活発に意見交換しながら進めるために必要な会議の基本・ルール設定、アイデアの集め方～合意形成に至るまでの組み立て方・進め方を習得し、サービス管理責任者等の資質向上を図ることを目的に開催します。

2. 実施主体 島根県（実施機関：島根県社会福祉協議会 島根県福祉人材センター）

3. 期 日・会 場・定 員

期 日	会 場	定 員
令和 3 年 1 月 29 日（金）	朱鷺会館 （出雲市西新町 2 丁目 2456-4 TEL 0853-24-9857）	60 名

※定員を超えた際は、人数調整をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

4. 受講対象者

現在、指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者、または指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所の児童発達支援管理責任者として従事している者等

※本研修はサービス管理責任者等のスキルアップを目的として県独自に開催するものであるため、修了証書等は発行しません。

5. 内 容・講 師・日 程

テーマ：『 会議が活性化するファシリテーション 』

時 間	研 修 内 容	講 師
9:00～9:25	受付	
9:25～9:30	開会・オリエンテーション	
9:30～16:00 ※昼食休憩等 含む	【講義・演習】 会議を円滑に進行するために必要な事前準備と進め方（アイデア収集～合意形成）について、講義・演習を通して学びます。 ①ファシリテーターの役割とは ②会議が活性化するルールづくり ③事前の準備 ④会議の組立てとテーマ設定 ⑤メンバーのアイデアを引出す質問力 ⑥アイデアの集約と合意形成 ※演習は二人一組で実施予定	【講師】 中澤 博之 氏 ASTER-A（アステラ）代表 国際コーチ連盟（ICF）認定コーチ ホメシカ理論インストラクター

6. 申込方法・受講決定・受講料

- ①受講希望者を貴施設等で取りまとめの上、令和3年1月8日（金）までに別紙申込書によりお申し込みください。（FAX可）
- ②受講を決定した場合、概ね1週間で「受講決定通知書」を申込書に記載のある送付先へ送付いたします。
- ③受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。所定の期日までに受講料をお振込みください（振込手数料が発生する場合はご負担ください）。
- ④受講料 ひとり3,000円
- ⑤決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合、所定の期日までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします（振込手数料が発生する場合はご負担ください）。

7. その他

- ①地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。
※法人、施設等においては、受講者が全日程受講できるよう調整等を行ってください。
- ②携帯電話の使用、居眠りその他の研修の円滑な実施を妨げる行為はご遠慮ください。
- ③研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ④昼食は500円（お弁当のみ・税込み）で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。
- ⑤会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。
- ⑥駐車場に限りがございますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症や地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑧感染症対策の一環として、必ずマスク着用の上ご参加ください。
- ⑨インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

8. 申込み・お問合せ先

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／江角
〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根 2F
TEL 0852-32-5975 FAX 0852-32-5956
URL <https://www.shimane-fjc.com/>

9. 会場案内図



朱鷺会館 出雲市西新町2丁目2456-4 TEL 0853-24-9857 ■JR西出雲駅南口より徒歩10分

受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。